

第12回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 平成30年6月29日(金) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 橋 場 和 幸

2番 嵯 峨 弘 巳

3番 白 川 英 之

4番 谷 口 正 明

5番 白 川 俊 明

6番 百 々 栄 二

7番 村 越 敏 春

8番 阿 部 栄 子

10番 篠 原 弘

11番 堀 金 澄 恵

12番 新 井 功 仁 恵

13番 梅 原 順 一

4 出席職員 2名

事務局長 中 田 昌 浩

農政係長 酒 井 美 和 子

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 7 | 報告第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について |
| 日程第 8 | 報告第 3 号 | 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について |
| 日程第 9 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願について |
| 日程第 10 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 11 | 議案第 3 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 日程第 12 | 議案第 4 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 13 | 議案第 5 号 | 農用地利用集積計画作成要請について |
| 日程第 14 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第12回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ12名の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

この頃天候がぐずついておりますが、一番草の収穫作業については一番忙しい時期でございます。そのような中での第12回の総会に御出席をいただきまして大変ありがとうございます。

今日は雨が降っているとはいえ、牧草収穫の真っ最中でもありますので、私からの事業等の報告につきましては割愛し、事務局からの会務報告の中で述べさせていただきますが、色々と調査にあられた委員、事務局の方々にはお礼を申し上げたいと思います。

また、昨年の改選により新たに委員に任命されてから1年が経過しようとしておりますけれども、委員の皆様には、今後も危機感を持ちながら委員会活動を進めていただきたいと思います。

今回は報告3件、付議案件5件の提案をしておりますので、よろしく御審議をお願いし、また、あわせて農業等のケガや事故には遭わないように気をつけていただきまして、開会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変御苦労さまです。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、10番篠原委員、11番堀金委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局長 (会務報告あるも省略)

議長 事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受
けます。

各委員 (なしの声)

議長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを
議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告の内容
を御説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第
3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、
その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なけれ
ばならない。」とされております。

本案は、2件の届出でございますが、整理番号1の届出人は、苫小牧市木場
町〇丁目〇〇番〇〇号、〇〇 〇氏、整理番号2の届出人は、野付郡別海町別
海川上町〇〇〇番地の〇〇、〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇氏名義の農地につい
て、相続により所有権の取得をしたものでございます。今回の届出により取得
した農地は、〇氏が〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡、〇〇氏が〇筆、
面積〇万〇、〇〇〇㎡で、権利を取得した日は平成〇〇年〇月〇〇日ござい
ます。土地の詳細につきましては、議案書4ページ及び議案関係資料1ページ
に記載しておりますので、御確認いただきたいと思ひます。

以上、本人からの届出に基づき、御報告申し上げますので、御承認くださ
いますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第1号の質疑を行います。

まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

日程第7 報告第2号農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

報告第2号農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第4条第3項の規定では、「農業委員会は転用許可に係る申請書の提出があったときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。」とされており、同条第4項では、「前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議

の意見を聴くこと」とされております。

本案は、〇月〇〇日開催の第〇〇回総会において審議がなされました農地転用許可申請1件に対する許可指令書の交付でございますが、整理番号1は茶内西〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏が、農業用施設の建設に伴い北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、〇月〇〇日付け釧農務第〇〇〇号指令により許可決定の通知をいただき、〇月〇〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

以上、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしく願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、報告第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、報告第2号は、原案のとおり承認されました。

日程第8 報告第3号農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

報告第3号農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農

者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされています。

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出に伴う2件の調整報告であります。整理番号1は、浜中町厚陽〇〇〇番地、〇〇 〇氏より平成〇〇年〇月〇〇日付けで賃貸借権設定によるあっせんの申出があったものでございますが、〇月〇〇日開催の利用協議の結果、〇〇〇〇氏と〇〇 〇〇 〇〇〇〇が借り受けることで調整が整いました。現地調査につきましては、〇月〇〇日に農地部会6名及び村越委員により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、賃借料は合計で〇〇万〇、〇〇 〇円となりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、関係者からの了承を得ることができました。土地の詳細につきましては、議案書9ページ及び議案関係資料2ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思ます。

次に整理番号2は、浜中町厚陽〇〇番地、〇〇〇〇氏より平成〇〇年〇月〇日付けで賃貸借権設定によるあっせんの申出があったものでございますが、〇月〇〇日開催の利用協議の結果、〇〇〇〇氏と〇〇〇〇 〇〇〇〇が借り受けることで調整が整いました。現地調査につきましては、〇月〇〇日に農地部会6名及び村越委員により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、賃借料は合計で〇〇〇万〇、〇〇〇円となりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、関係者からの了承を得ることができました。土地の詳細につきましては、議案書11ページ及び議案関係資料3ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思ます。

以上、調整委員の報告に基づき御報告申し上げるものでございますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第3号の質疑を行います。本案については、整理番号1で〇番〇〇委員、整理番号1と2で〇番〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員、〇〇〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。

(〇〇委員入室、着席)

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

(〇〇〇〇委員入室、着席)

日程第9 議案第1号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受領したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされており、

本案は2件の現況証明願でございますが、浜農委30-5号の願い出人は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇、願い出地は西円朱別西〇〇線〇〇〇番、〇筆、面積〇、〇〇〇㎡で、地目変更登記を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、白川英之委員ほか2名の委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、既に牛舎関連の敷料庫が建設されており、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委30-6号の願い出人は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇 氏、願い出地は茶内西〇〇線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、地目変更後の所有権移転を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、橋場委員ほか2名の委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、原野化している土地で、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長の方から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各調査委員

(なしの声)

議長

特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。
まず、浜農委30-5号について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議 長	質疑なしと認めます。 次に、浜農委30-6号の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、浜農委30-5号を採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、浜農委30-5号は、原案のとおり可決されました。 次に、浜農委30-6号を採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、浜農委30-6号は、原案のとおり可決されました。
事 務 局 長	日程第10 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。 本案は、賃貸借による権利の設定5件、使用貸借による権利の設定1件、合計6件の許可申請でございますが、整理番号1から4は、苫小牧市木場町〇丁目〇〇番〇〇号、〇〇 〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇. 〇〇㎡に

係るもので、この土地を周辺農家4軒に賃貸借による権利の設定を行おうとするものでございますが、整理番号1の対象地は、姉別基線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇 〇氏に権利の設定をしようとするものでございます。

次に整理番号2の対象地は、姉別基線〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を姉別基線〇〇番地、〇〇〇〇〇氏に権利の設定をしようとするものでございます。

次に整理番号3の対象地は、姉別基線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇 〇氏に権利の設定をしようとするものでございます。

次に整理番号4の対象地は、姉別基線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡で、この土地を姉別基線〇〇番地、〇〇〇〇氏に権利の設定をしようとするものでございます。

次に整理番号5は、野付郡別海町別海川上町〇〇〇番地の〇〇、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を姉別基線〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

次に整理番号6は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を、後継者である同住所の〇〇〇〇氏に使用貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては引き続き私の方から説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当委員より補足説明を受けます。

まず、整理番号1から5について、4番谷口委員、お願いします。

谷 口 委 員

貸主の〇〇 〇さんの農地については、〇月〇〇日に現地を見てまいりましたので、それを踏まえて補足説明をさせていただきます。

整理番号1でございますが、借主の〇〇 〇さんは営農用地として借り受け

るわけですが、〇〇さんの所有地と隣接しておりますので、貸すことに問題はないと思います。整理番号2の〇〇〇〇〇〇さんも、〇〇さん同様に所有地と隣接しており、貸すことに問題ないと考えます。整理番号3の〇〇 〇さんですが、放牧地として利用するとのことですが、近隣の農家への影響はないことから、貸すことに問題ないと考えます。整理番号4の〇〇〇〇〇さんですが、家畜頭数が〇〇〇頭程度の大型経営をしております。営農用地として十分利用できますし、また、近隣の農家への影響もなく貸すことに問題ないと考えます。整理番号5も〇〇〇〇〇さんですので、こちらについても問題ないと考えます。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

次に、整理番号6について、11番堀金委員、お願いします。

堀 金 委 員

整理番号6の補足説明をいたします。

経営者である〇〇〇〇さんが息子さんの〇〇さんに権利を移動するということですが、〇〇さんとともに家族経営を行っており、今後も継続して営農予定でおりますので、問題はないと考えます。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

それでは、これから、議案第2号の質疑を行います。

まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号2を採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号3を採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号4を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号5を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号6を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第3号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする農地転用の制限が規定されており、同条第2項及び第3項において、「農地転用の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して、都道府県知事に提出しなければならない。農業委員会は、申請書の提出があったときは、当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされております。

本案は2件の許可申請でございますが、整理番号1の申請者は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇で、経営規模拡大により新たに〇〇〇〇を建設するものですが、現有施設との効率利用を考慮し、関係農地〇筆、面積〇、〇〇〇㎡を永久転用しようとするものでございます。現地調査につきましては、白川英之委員ほか2名の委員により〇月〇〇日に実施しております。

次に整理番号2の申請者は、厚陽〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、既存の施設が老朽化したことにより新たに〇〇〇を建設するものですが、現有施設との効率利用を考慮し、関係農地〇筆、面積〇、〇〇〇㎡を永久転用しようとするものでございます。現地調査につきましては、白川英之委員ほか2名の委員により〇月〇〇日に実施しております。

なお、本案については北海道知事の許可事案となっておりますことから、別記第4号様式で定める意見書を付して知事に送付しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては引き続き私の方から説明しますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各調査委員

(なしの声)

議 長

特にないようなので、これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第4号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第4号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条

議長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2と3の質疑を行います。本案については、○番○○○○委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(○○○○委員退席、退室)

それでは、これから、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室、着席)

日程第13 議案第5号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第5号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、第18条第2項各号に掲げる事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」と規定されております。

本案は、利用権設定等促進事業による賃貸借権の設定5件、利用権の移転1件、合計6件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1の利用権を設定する者は、江別市大麻新町〇-〇、〇〇〇〇〇氏、対象地は西円朱別西〇〇線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定をしようとするものでございます。

次に整理番号2と3の利用権を設定する者は、厚陽〇〇〇番地、〇〇 〇氏、対象地は厚陽〇〇〇番〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を厚陽〇〇〇番地、〇〇〇〇氏と茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇に利用権の設定をしようとするものでございます。

次に整理番号4と5の利用権を設定する者は、厚陽〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は厚陽〇〇番〇ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を厚陽〇〇番地、〇〇〇〇氏と茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇に利用権の設定をしようとするものでございます。

次に整理番号6の所有権を有する者は、厚陽〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は厚陽〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、借受人である、厚陽〇〇〇番地、〇〇 〇氏の営農中止に伴い、〇〇〇〇 〇〇〇〇に賃貸借権の移転を行おうとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては引き続き私の方から説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化

促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第5号の質疑を行います。本案については、整理番号2で○番○○委員、整理番号3, 5, 6で○番○○○○委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、順番を変えて議案の審議を行いたいと思います。順番につきましては、整理番号1, 4, 2, 3, 5, 6の順に審議を行います。

それでは、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号4を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2の質疑を行います。○番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室、着席)

次に、整理番号3の質疑を行います。○番〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 次に、討論を省略し、整理番号3を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号5を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号6を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室、着席)

日程第14 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会日程につきましては、7月31日、火曜日、午前10時からを提案いたします。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、7月31日、火曜日、午前10時からということによろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、7月31日、火曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第12回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
御苦労さまでした。

閉会時刻 午後0時30分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 梅原 順一

浜中町農業委員会 10番 篠原 弘

浜中町農業委員会 11番 堀金 澄恵

農地法第3条調査書

調査日：平成30年 6月20日

第12回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号1 (賃借権設定)

貸主	○ ○ ○	借主	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	谷口委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借主は個人であり適用なし。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	所有権の取得であるため適用なし。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

農地法第3条調査書

調査日：平成30年 6月20日

第12回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号2 (賃借権設定)

貸主	○ ○ ○	借主	○ ○ ○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	谷口委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借主は個人であり適用なし。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	所有権の取得であるため適用なし。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

農地法第3条調査書

調査日：平成30年 6月20日

第12回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号3 (賃借権設定)

貸主	○ ○ ○	借主	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	谷口委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借主は個人であり適用なし。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	所有権の取得であるため適用なし。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

農地法第3条調査書

調査日：平成30年 6月20日

第12回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号4 (賃借権設定)

貸主	○ ○ ○	借主	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	谷口委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借主は個人であり適用なし。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	所有権の取得であるため適用なし。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

農地法第3条調査書

調査日：平成30年 6月20日

第12回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号5 (賃借権設定)

貸主	○ ○ ○ ○	借主	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	谷口委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借主は個人であり適用なし。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	所有権の取得であるため適用なし。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

農地法第3条調査書

調査日：平成30年 6月20日

第12回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号6 (使用貸借権設定)

貸主	○ ○ ○ ○	借主	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	堀金委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借主は個人であり適用なし。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	所有権の取得であるため適用なし。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 1 2 回浜中町農業委員会総会
議案第 5 号 整理番号 1 (賃借権設定)

設定を 受ける者	○ ○ ○ ○	設定を する者	○ ○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)			する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。			該当なし	
第 3 項第 4 号 (関係権利者の同意)	利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。			する	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)	5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。			該当なし	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 1 2 回浜中町農業委員会総会

議案第 5 号 整理番号 2 (賃借権設定)

設定を 受ける者	○ ○ ○ ○	設定を する者	○ ○ ○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項	判 断 の 理 由			適 合	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)			する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。			該当なし	
第 3 項第 4 号 (関係権利者の同意)	利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。			する	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)	5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。			該当なし	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 1 2 回浜中町農業委員会総会
議案第 5 号 整理番号 3 (賃借権設定)

設定を 受ける者	(株) ○ ○ ○ ○ (代) ○ ○ ○	設定を する者	○ ○ ○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		する	
第 3 項第 4 号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		該当なし	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 1 2 回浜中町農業委員会総会

議案第 5 号 整理番号 4 (賃借権設定)

設定を 受ける者	○ ○ ○ ○	設定を する者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項	判 断 の 理 由			適 合	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)			する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。			該当なし	
第 3 項第 4 号 (関係権利者の同意)	利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。			する	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)	5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。			該当なし	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 1 2 回浜中町農業委員会総会
議案第 5 号 整理番号 5 (賃借権設定)

設定を 受ける者	(株) ○ ○ ○ ○ (代) ○ ○ ○	設定を する者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		する	
第 3 項第 4 号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		該当なし	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 1 2 回浜中町農業委員会総会

議案第 5 号 整理番号 6 (利用権移転)

移転を 受ける者	(株) 酪農王国 (代) 高岡 透	移転を する者	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		する	
第 3 項第 4 号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		該当なし	